

岩手県企業局管理規程第7号

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の休暇に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の休暇)</p> <p>第2条 職員（臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）を除く。）の休暇は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の適用を受ける者の例による。</p>	<p>(職員の休暇)</p> <p>第2条 職員（臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）を除く。）の休暇（次項に規定する休暇を除く。）は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）<u>第13条から第16条までの規定</u>の適用を受ける者の例による。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、職員の休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第3項に規定する休暇とし、<u>勤務時間等条例第9条の4の規定</u>の適用を受ける者の例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。